

放課後児童クラブ入会児童 選考基準

R2.10.1改訂

1. 基礎項目

就労等の類型		保護者の状況		基礎点数		
No.	類型	就労日数等	終業(平均)時刻・日数・就業時間	父	母	
①	就労(自営業含む) ※上限は父母それぞれ10点とする。	区分A (規則的)	終業(平均)時刻	■ 17時以降	10	10
				■ 16時以降17時未満	9	9
				■ 15時以降16時未満	7	7
		※区分Bを選択することができる。	就労日数	□ 週4日	△1	△1
				□ 週2・3日	△2	△2
				□ 週1日	△3	△3
	区分B (不規則)	月平均	■ 150時間以上	10	10	
			■ 120時間以上	9	9	
			■ 100時間以上	7	7	
			■ 80時間以上かつ14時以降の日あり	6	6	
付加点		■ 64時間以上かつ14時以降の日あり	4	4		
		自宅からの通勤距離が20km以上の場合	1	1		
		住所内就労の場合 (※住所地とは自宅と同居所又は隣接した場所とする。事務所等が住所地であっても、業務内容が住所地外の労働を常態としている場合は「住所地外就労」とする。また、農林水産業に就労している場合についても同様とする。)	△2	△2		
②	内職	平均月収が5万円を超える場合に限り、「①」の項目を適用する。				
③	出産	出産予定日の前2か月または後3か月以内		—	10	
④	父母の 疾病等	自宅療養	常時伏臥	10	10	
			日常生活に著しく支障があり、他者の介護が必要な場合	9	9	
			一般療養(運動、外出等の制限はあるが、身の回りのことは自分でできる場合)	7	7	
		障害	常時介護を要する	10	10	
			保育に支障がある(1級・2級、療育A、精神障害者保健福祉手帳1級又は同程度)	10	10	
	保育に支障がある(3級、療育B、精神障害者保健福祉手帳2級又は同程度)	8	8			
	上記以外	6	6			
⑤	学校・職業訓練学校等への通学	週5日以上(※1) または 不規則の場合 20日以上/月平均	■ 7.5時間以上	10	10	
			■ 6時間以上	9	9	
			■ 5時間以上	7	7	
			■ 4時間以上	6	6	
		週4日(※2) または 不規則の場合 17日以上/月平均	■ 7.5時間以上	9	9	
			■ 6時間以上	8	8	
			■ 5時間以上	6	6	
			■ 4時間以上	5	5	
⑥	介護	重度の介護を要する(要介護4以上、1級・2級、療育A、精神障害者保健福祉手帳1級又は同程度)	10	10		
		中度の介護を要する(要介護3、3級、療育B、精神障害者保健福祉手帳2級又は同程度)	8	8		
		軽度の介護を要する(要介護2又は同程度)	6	6		
		上記以外(要介護1以下又は同程度)	4	4		
⑦	入院・通院、施設通所の付添い	週5日以上、または不規則の場合、20日以上/月平均				
		※基礎点数は、「⑥(※1)」に準ずる。				
		週4日、または不規則の場合、17日以上/月平均				
		※基礎点数は、「⑥(※2)」に準ずる。				
⑧	その他	死亡	10	10		
		離婚、海外在住、行方不明、拘禁(1年以上)等	10	10		
		災害等(火災等による家屋の損失、その他の災害復旧の場合)	10	10		

【裏面あり】

2. 調整項目

児童の世帯の状況		調整点数
① 児童虐待及び養育放棄、DV等 (子ども家庭相談センターに係る緊急性を要する世帯)	1～3年生	12
	4～6年生	6
② 生活保護世帯 ひとり親世帯(祖父母と同居でない場合) ※ 同居とは、世帯分離・2世帯住宅・隣接する住宅を含む。(以下、同じ) ※ 生活保護世帯かつひとり親世帯の場合は、生活保護世帯の点数のみ加算する。 単身赴任(祖父母と同居でない場合)	1～3年生	12
	4～6年生	6
	1～3年生	6
	4～6年生	3
③ 児童の状況 ※重複選択不可	身体障害者手帳若しくは療育手帳を所持又は特別支援学級在籍	6
	通級指導教室を利用している(ことばの教室、発達教室等)	3
	発達障害の診断	3
④ 祖父母の状況 ※父方、母方の祖父母ともに市内在住の場合は父方、母方の点数を比べて少ない方を加算する。 ※75歳以上は10点として扱う。	市内に祖父母がいない	20
	同居 基礎項目①～⑧を準用 (祖父の基礎点数)+(祖母の基礎点数)	0～20
	別居 基礎項目①～⑧を準用 {(祖父の基礎点数)+(祖母の基礎点数)}×0.5+10	10～20
⑤ 児童学年	1年生	15
	2年生	10
	3年生	6
	4年生	3
	5年生	1
⑥ その他市が必要と認める場合		*
基礎点数	基礎項目①～⑧の点数の合計 ※①～⑧の重複選択は、不可	
調整点数	調整項目①～⑥の合計点数	
合計点数	基礎点数+調整点数	

※ 本表の摘要にあたっては、まず父母ともに基礎項目①～⑧のいずれかに該当しているかを確認し、基礎点数を合計する。  
(児童クラブ利用の主たる理由を基礎項目の①から⑧までのうち、ひとつ選択する。 ※ 基礎項目①～⑧の重複選択は、不可)  
次に調整項目の該当事項を加算し、合計点数を算出する。